

平成 23 年 3 月 29 日

お客様各位

遠州信用金庫

「東北地方太平洋沖地震」に伴う被災信用金庫の  
お客様に対する預金の代払いについて

「東北地方太平洋沖地震」におきまして、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

この度の震災や原子力発電所の事故に伴い、被災地域の住民の皆様が全国各地に避難されている中で、避難先における預金の払出し等に苦慮されているケースが増えている状況にあります。

こうした事態を鑑み、当金庫では、本日より、被災地の信用金庫のお客様で、キャッシュカードをお持ちでない方の預金の払出しにつきまして、全店舗の窓口で対応させていただくこととしました。

記

1．対象となるお客様

<以下の信用金庫に普通預金または貯蓄預金をお持ちの個人のお客様>

- ・宮古信用金庫
- ・石巻信用金庫
- ・気仙沼信用金庫
- ・ひまわり信用金庫
- ・あぶくま信用金庫

2．お払出し限度額

1 口座について、1 日 1 回、残高の範囲内でかつ 10 万円以内

3．窓口での手続き

最寄りの店舗の窓口にて、所定の書類に必要事項を記入していただきます。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人様であることを確認させていただいた上、限度額の範囲内での預金の払出しに応じさせていただきます。窓口にお越しの際には、ご本人であることを確認できる書類をご持参下さい。

4．本人確認書類

運転免許証・パスポート・各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・  
外国人登録証明書

以上